

○永田委員長 続いて、新たに送付された陳情書のうち、④送付2-20・21、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情。こちらは、同件名、同趣旨で計2件提出されています。これらを一括して審査したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。本件陳情書でございますが、当委員会に送付され、意見書を提出することでご了解いただき、毎年全会一致で提出しているところでございます。

本陳情書の取扱いについては、陳情者の趣旨に沿って意見書を提出することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

意見書の案文につきましては、正副委員長にご一任いただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

それでは、一旦、委員会を休憩します。

午前11時21分休憩

午前11時23分再開

○永田委員長 それでは、委員会を再開します。

休憩中に正副委員長で作成しました固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書（案）を配付させていただきました。

この案を取って、当委員会の提出議案として本会議に上程したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

以上で、当陳情審査を終了いたします。